

○法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件を次のように定める。

平成二十八年 月 日

法務大臣 岩城 光英

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項下欄第八号の法務大臣が告示をもって定める者は、スキーマの指導に係る技能について国際スキーマ教師連盟(ISIA)が発行するISIAカードの交付を受けている者とする。